

# 公 聴 会

日 時 令和3年8月27日(金)  
10時00分～10時30分

場 所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

公聴すべき案件

第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について



公 示

下記のとおり、漁業法第64条第5項の規定に基づき第一種区画漁業等の海区漁場計画に関する公聴会及び第382回香川海区漁業調整委員会を開催する。

令和3年8月20日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎

記

(公聴会)

1. 年 月 日 令和3年8月27日(金)  
午前10時00分～10時30分
2. 場 所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室
- 3 公聴すべき案件  
1) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について
4. 公述の申し込み  
公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は、所属、氏名、及び発言内容の要旨を文書で令和3年8月23日(月)までに当委員会事務局へ提出してください。
5. 公述者の範囲
  - 1 漁業権者
  - 2 入漁権者
  - 3 漁業権漁業の経営者
  - 4 漁業協同組合関係者
  - 5 その他利害関係のある者

注) 上記案件(海区漁場計画の内容)については、地元の各漁業協同組合事務所、市役所、町役場、香川県農政水産部水産課及び同課内の香川海区漁業調整委員会事務局のうち、最寄りの場所で問合せ又は閲覧されたい。

(委員会)

1. 年 月 日

令和3年8月27日(金)

午前10時30分～12時00分

(公聴会の状況によって開始時間が早まる可能性があります。)

2. 場 所 同 上

3. 議 題

- 1) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について(諮問)
- 2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について(協議)
- 3) たこつばなわ漁業の許可の公示について(諮問)
- 4) たこつばなわ漁業の許可にかかる行政処分について(諮問)
- 5) その他

第 382 回 香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和 3 年 8 月 27 日 (金)  
10 時 30 分～12 時 00 分

場 所 高松市サンポート 1 番 1 号  
高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事録署名人の指名

4. 議 題

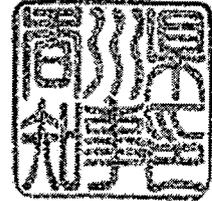
- 1) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について (諮問)
- 2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について (協議)
- 3) たこつぼなわ漁業の許可の公示について (諮問)
- 4) たこつぼなわ漁業の許可にかかる行政処分について (諮問)
- 5) その他



3 水産第 26841 号  
令和 3 年 7 月 16 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 浜 田 恵 造



海区漁場計画の作成について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項及び第86条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業時期
- (4) 存続期間
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別(区画漁業権)
- (6) 関係地区

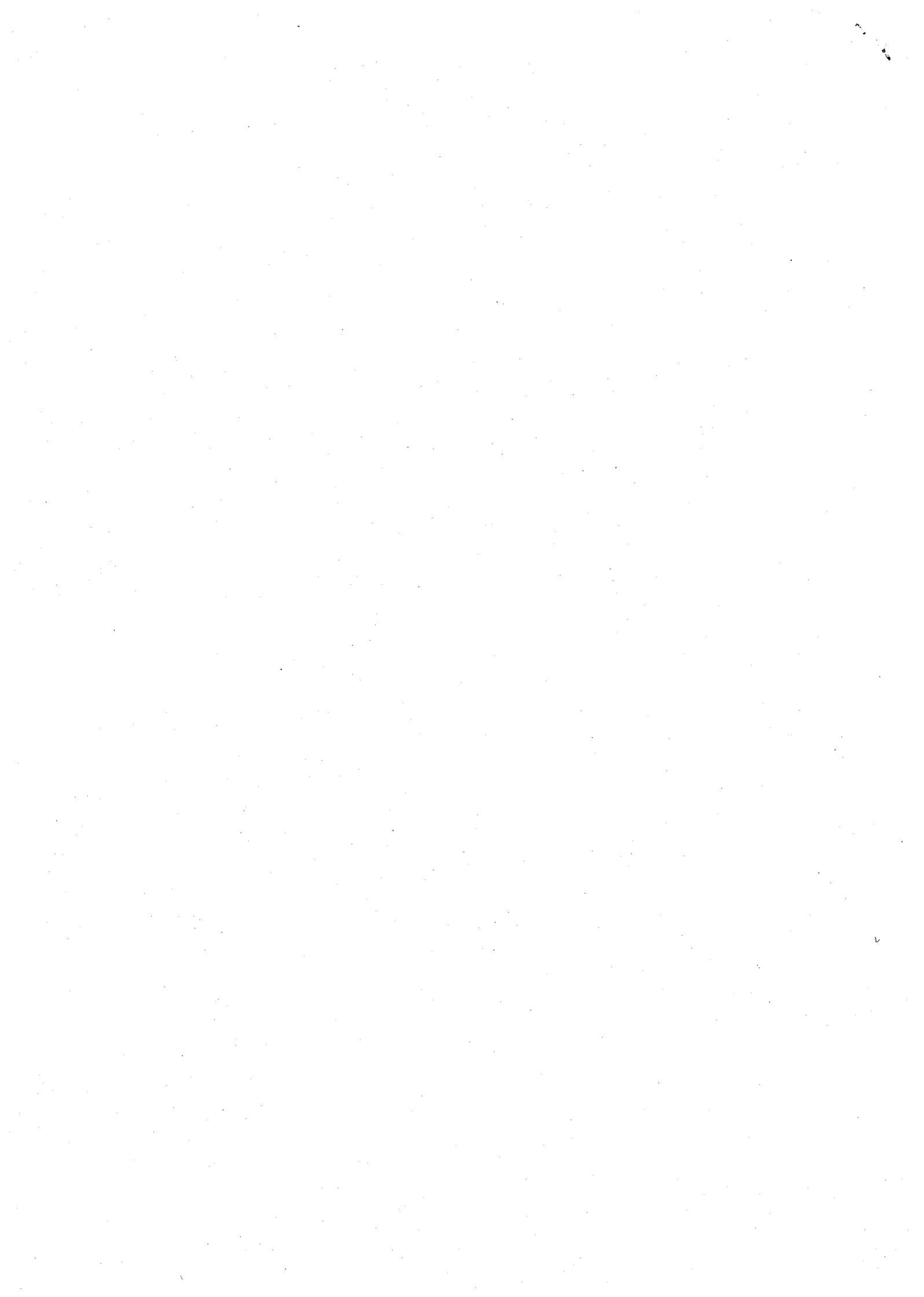
別添海区漁場計画のとおり

2 条件

別添海区漁場計画のとおり

3 保全沿岸漁場について

なし



## 事務手続きスケジュールの予定

### (1) 海区漁場計画の作成

- ① →R3.1 : 海区漁場計画の要望
- ② →R3.2 : 漁場現地調査
- ③ →R3.5 中旬 : 土木関係課への協議、関係機関との調整
- ④ →R3.6.4 : 海区漁業調整委員会（事前協議）
- ⑤ →R3.6.4～7.5 : 海区漁場計画案を Web で公表、利害関係者から意見聴取
- ⑥ →R3.7.6 : 意見に対する検討・結果公表
- ⑦ →R3.7.28 : 海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」の諮問
- ⑧、⑨ →R3.8.27 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申
- ⑩ →R3.8 下旬 : 公示 (Web)、通知 ⇒ 免許申請期間の設定 (9/13)

### (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

- ① →R3.9.13 : 免許申請  
漁業権行使規則の認可申請
- ② →R3.9 月下旬 : 海区漁業調整委員会へ「免許の適格性」の諮問
- ③ →R3.9 月下旬 : 海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申
- ④、⑤ →R3.10.1 10.11 : 免許状交付・行使規則認可  
11.1 11.16 県報告示、通知



## 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について

### 1 広域漁業調整委員会の概要

#### (1) 広域漁業調整委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

#### (2) 広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

- 1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- 2) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- 3) 1) に関連する漁業調整

#### (3) 委員の構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海を除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋（28名）、瀬戸内海（14名）、日本海・九州西（29名）です。

### 2 瀬戸内海広域漁業調整委員会の設置

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

根拠規定：漁業法第152条

### 3 瀬戸内広域漁業調整委員会の構成

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各1人
- (2) 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人  
根拠規定：漁業法第153条第4項

### 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の互選について

#### (1) 委員互選の必要性

今回、現在の委員である嶋野委員の任期が満了となるため、新たに互選する必要がある。

#### (2) 次期委員の任期

令和3年10月1日～令和7年9月30日

#### (3) 令和3年7月14日現在の委員名簿（裏面）

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根 拠：漁業法（昭和24年法律第267号）  
 定 員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）  
 任 期：4年 大臣選任委員（第5期）2018. 3. 13～2022. 3. 12  
 海区互選委員（第5期）2017. 10. 1～2021. 9. 30

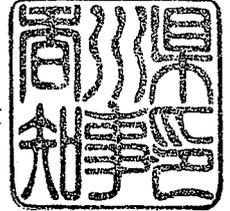
	区 分	氏 名	現 職
府 県 互 選 委 員	和歌山県	□ <small>おおかわ</small> 大川 <small>けいぞう</small> 惠三	加太漁業協同組合 専務理事
	大阪府	<small>おか</small> 岡 <small>おきむ</small> 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
	兵庫県	<small>たぬま</small> 田沼 <small>まさお</small> 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	岡山県	<small>ふちもと</small> 淵本 <small>しげひろ</small> 重廣	日生町漁業協同組合 理事
	広島県	<small>はままつ</small> 濱松 <small>てるゆき</small> 照行	三原市漁業協同組合 代表理事組合長
	山口県	<small>うめだ</small> 梅田 <small>たかお</small> 孝夫	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長
	徳島県	<small>おかもと</small> 岡本 <small>あきら</small> 彰	北泊漁業協同組合 代表理事組合長
	香川県	<small>しまの</small> 嶋野 <small>かつじ</small> 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	愛媛県	<small>たけだ</small> 武田 <small>こういち</small> 晃一	愛媛海区漁業調整委員会 委員
	福岡県	<small>たまくち</small> 瀧口 <small>かつみ</small> 克己	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員
	大分県	<small>ふじもと</small> 藤本 <small>あきお</small> 昭夫	姫島村 村長
農 林 水 産 大 臣 選 任 委 員	学 識 経 験 者	<small>そえじま</small> 副島 <small>くみ</small> 久美	学校法人摂南大学 農学部 准教授
		<small>やまくち</small> 山口 <small>あつこ</small> 敦子	国立大学法人 長崎大学 総合生産科学域（水産学系） 教授
		△ <small>いまい</small> 今井 <small>いちろう</small> 一郎	国立大学法人 北海道大学 名誉教授

※ △は会長、□は会長職務代理

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造

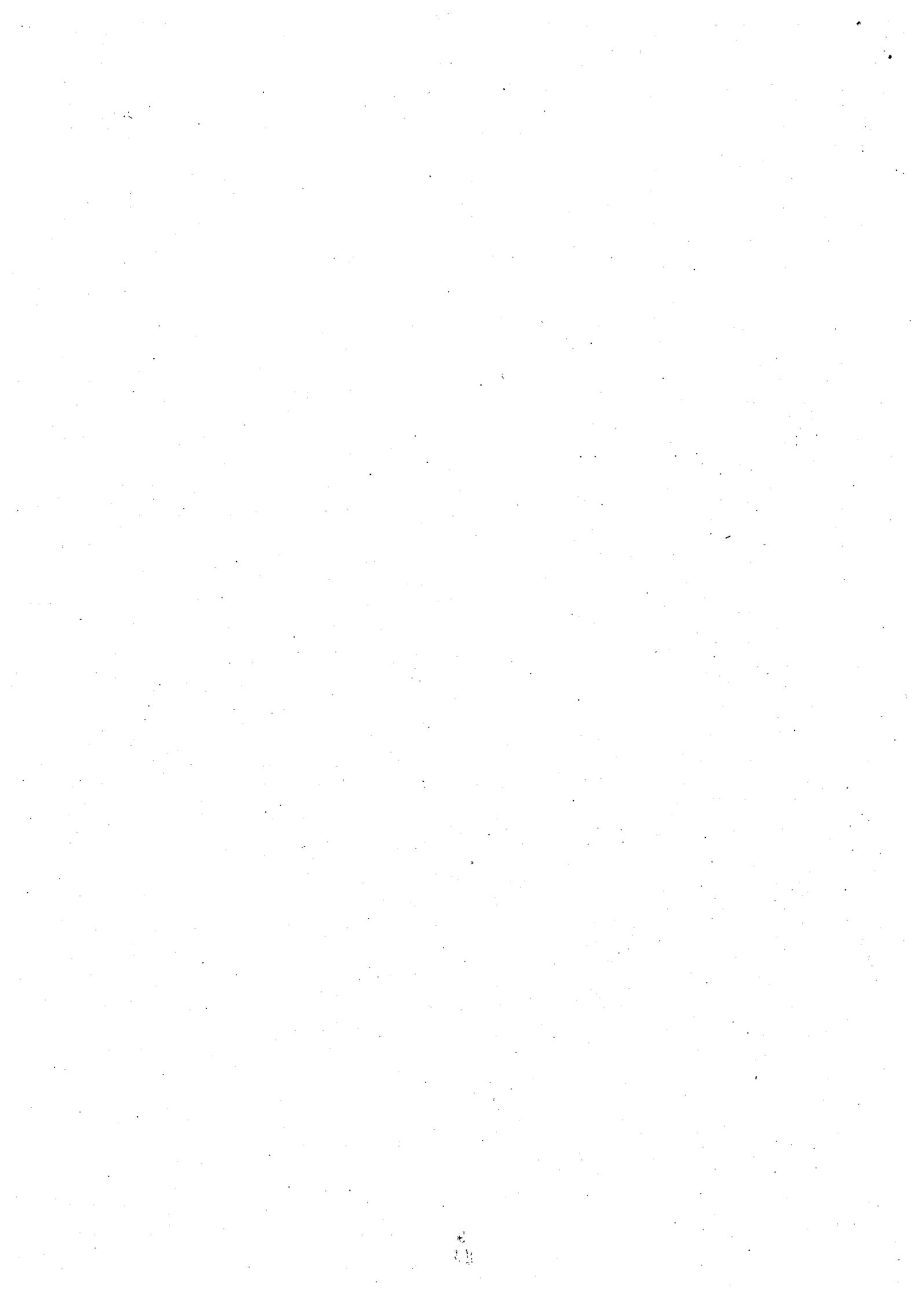


たこつぼなわ漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置  
別添資料のとおり
- 2 許可の条件  
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間  
許可日から令和4年1月25日
- 4 申請期間  
令和3年8月28日～令和3年9月3日



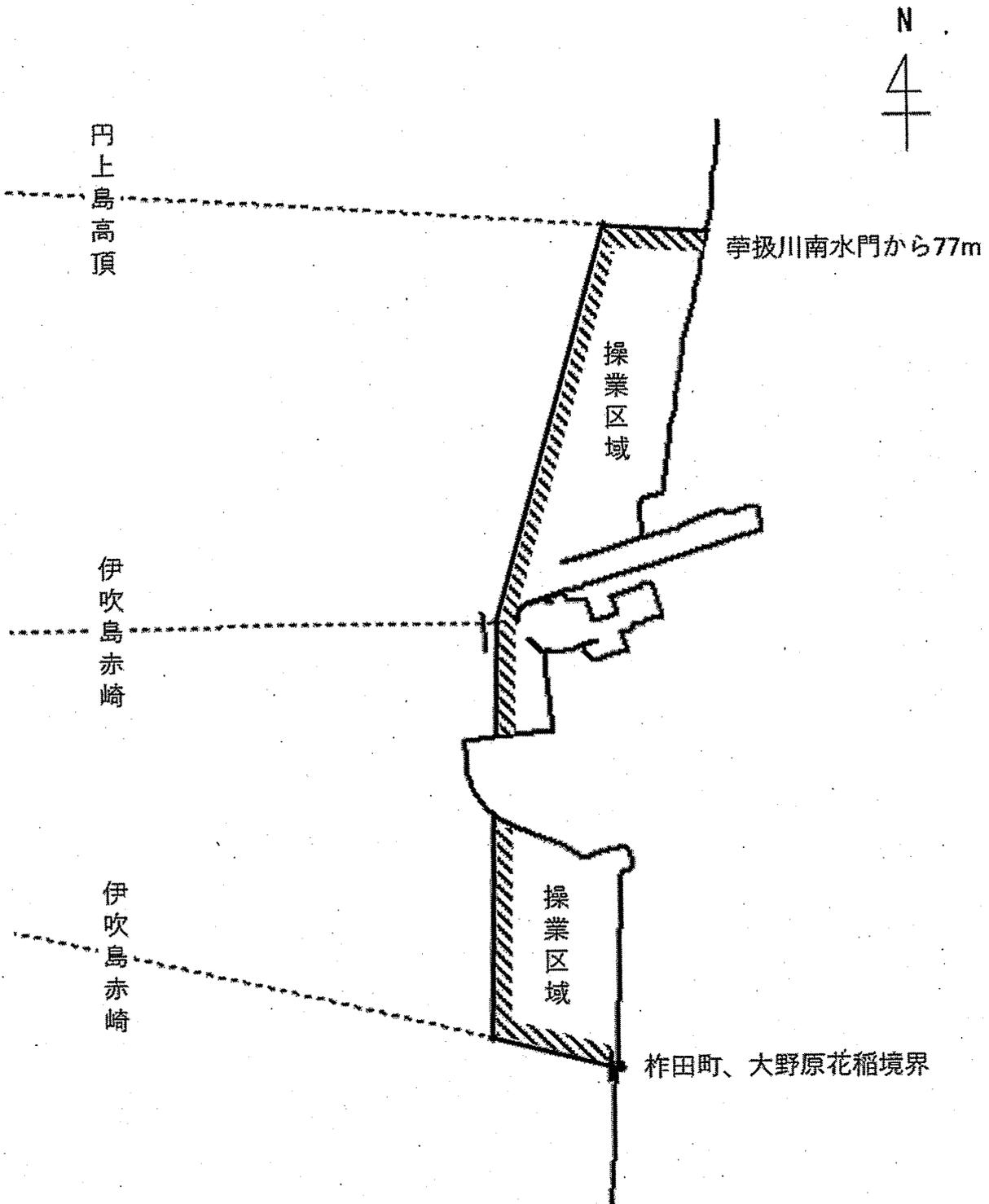
1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつばなわ漁業	観音寺市柞田町と同大野原町花稻境界より伊吹島赤崎見通し線以北から葦扱川南水門角を基点としてこれより南側77メートルの地点より観音寺円上島頂見通し線以南の小型機船底びき網漁業禁止区域内(別紙のとおり)	5月1日から 1月25日まで	6	観音寺に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用つば数は200個以内のこと。
- (3) 操業区域、期間、つば数等については地元又は他組合の同業者あるいは他種漁業者との協定は厳守すること。
- (4) 12月以降の漁期中、かきけた網漁業者等関係漁業者から操業についての協定申入れがあった場合はこれに応じなければならない。
- (5) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (6) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。
- (7) 「フタ」付きたこつばを使用してはならない。

たこつぼなわ漁業操業区域（観音寺）



## たこつぼなわ漁業許可の公示について

### 1 趣旨

今般、観音寺漁協から、自組合員6名がたこつぼなわ漁業を新たに営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

要望の内容は、同漁協に出ている既存許可3件を活用し、操業実態に合わせ明確化した操業区域で、新たに6件に許可を要望する内容であり、使用できるつぼ数は新たな操業区域の広さを考慮したものとなっている。

要望に際し、関係漁業者からの同意が得られていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

### 2 許可の公示内容

資料3-1のとおり

### 3 今後のスケジュール

8月27日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

8月28日～9月3日 申請受付

9月4日以降 許可証交付

(参考)

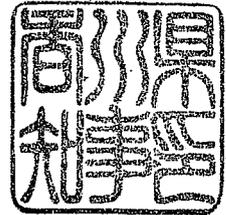
既存許可と新規許可の比較対照表

	既存許可	新規許可
許可数 (件)	3	6
操業区域	旧観音寺・豊浜地先海面	観音寺市柞田町と同大野原町花稻境界より伊吹島赤崎見通し線以北から芋扱川南水門角を基点としてこれより南側 77メートルの地点より観音寺円上島頂見通し線以南の小型機船底びき網漁業禁止区域内 (別紙のとおり)
使用できるつば数 (個/件)	1, 000	200

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾 登 史 郎 様

香川県知事 浜 田 恵 造



たこつばなわ漁業許可に係る行政処分について(諮問)

このことについて、香川県漁業調整規則（令和2年規則第61号）第23条第1項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 対象となる漁業許可 たこつばなわ漁業（許可番号 第38003号）
- 2 対象となる漁業者 [REDACTED]（宇多津漁協）
- 3 処分内容 漁業許可の効力の停止

（停止の期間）

令和3年9月11日から令和4年1月25日まで（137日間）

ただし、当該期間中に、宇多津漁協と本島漁協との間で具体的な操業場所に関する協定を締結するなど、問題が解決したことが確認できれば、当該処分を解除する。

4 処分理由

[REDACTED]氏及び[REDACTED]氏が新たに当該漁業の許可を得て参入したことがきっかけとなり、沙弥島西方海域において一連のトラブルが起こった。当該海域では、従来より本島漁協と宇多津漁協のたこつばなわ漁業者が狭い範囲で入り会って操業しており、当人が当該海域において操業を続ければ、同様のトラブルが再び起きる恐れがある。

については、漁場に関する紛争防止の観点から、漁業調整上必要があると認められるため、香川県漁業調整規則第23条第1項により、当該漁業許可の効力を停止するもの。



## たこつぼなわ漁業許可に係る行政処分について

### 1 経緯

#### (1) 許可までの経緯

- ・坂出市沙弥島西方の海域では、従来より主に本島漁協の漁業者1名と宇多津漁協の漁業者1名が入り会ったこつぼなわ漁業を操業してきた。(別紙)
- ・そのような中、令和元年9月、宇多津漁協の漁業者1名(A氏)より、丸亀市漁協の空いた枠(平成29年1月25日まで有効の許可)を活用して当該許可を受けたいとの申請があった。
- ・県としては、宇多津漁協内に同様の許可実績があるものの、隣接する海域で他漁協の漁業者の操業実態があり、漁業調整上の懸念があったため、関係漁業者(特に本島漁協)との調整を慎重に図った上で、令和元年11月28日に許可した。
- ・その際、申請者であるA氏から、既存の漁業者の支障にならない場所(具体的には、本島漁協のC氏が普段たこつぼなわを敷設している位置より南側)で操業することを確認した上で、「既存の漁業者と協調して操業する」等を記載した誓約書を徴収した。
- ・令和2年10月22日、他の業務との都合を理由に当該許可をA氏から従業員であるB氏(現在の許可名義人)に名義変更したが、その際にも、同様の確認を行い、本人から誓約書を徴収した。

#### (2) 漁業トラブルの経緯

A氏がはじめに許可を受けてから1年も経過していないにもかかわらず、A氏とB氏は共謀の上、以下の漁業トラブルを起こした。

- ① 令和2年9月11日、本島漁協のC氏が普段たこつぼなわを敷設している位置にたこつぼなわを敷設し、C氏の操業の妨害を図った。  
これに対して、許可した際に確認したとおり、少なくとも本島漁協のたこつぼなわ漁業の休漁期間が空ける10月1日までは、問題の場所のたこつぼなわを移動するよう本県がA氏を指導したところ、A氏は、C氏その他の漁業者に対して操業の妨害や身体に危害を加える旨の発言をするなど、粗暴な言動で激しく抗議した。  
繰り返し指導した結果、A氏は、一旦は本県の指導に従い、問題の場所のたこつぼなわを移動し、C氏は10月3日から当該漁場で操業を開始した。
- ② 令和2年11月16日(A氏からB氏への名義変更後)、C氏が普段たこつぼなわを敷設している位置の付近に仕掛けていたB氏のたこつぼなわが移動していたため、A氏及びB氏はそれがC氏の仕業であると思い込み、A氏の兄弟が操船する漁船で丸亀市広島東方海上にいたC氏の漁船に接近・接舷し、C氏の従業員に暴行を加え、全治7日間の怪我を負わせた。

### 2 上記を踏まえた県の対応(処分理由及び処分内容)

上記のとおり、A氏及びB氏が新たに当該漁業の許可を得て参入したことがきっかけとなり、

当該海域において一連のトラブルが起こった。当該海域では、従来より本島漁協と宇多津漁協のたこつばなわ漁業者が狭い範囲で入り会って操業しており、当人（B氏）が当該海域において操業を続ければ、同様のトラブルが再び起きる恐れがある。

については、漁場に関する紛争防止の観点から、漁業調整上必要があると認められるため、香川県漁業調整規則第23条第1項により、令和3年9月11日から令和4年1月25日までの間、B氏の当該漁業許可の効力を停止することとしている。

ただし、当該期間中に、宇多津漁協と本島漁協との間で具体的な操業場所に関する協定を締結するなど、問題が解決したことが確認できれば、当該処分を解除するものとする。

**【根拠法令】香川県漁業調整規則第23条第1項**

知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

### 3 聴聞の概要

当該処分について、香川県漁業調整規則第22条第3項（同規則第23条第2項で準用）に基づき、聴聞を行ったところ、概要次のとおり。

日 時：令和3年8月19日9：47～11：12

場 所：県庁北館3階301会議室

出頭の状況：当事者（B氏）、補佐人（A氏）

主な陳述内容：

- ・事実関係については認めます。今回やった事については、自分が悪かったと思っています。
- ・ただ、トラブルの背景には、本島の漁業者が日頃から周囲と協調せず、自己主張ばかりすることが原因にあります。また、事件当日も、話し合いをするつもりで現場に向かったところ、向こうから挑発されたため、つい手が出てしまいました。
- ・今後、円満操業のために宇多津と本島の間で操業の協定を結ぶのが妥当だと思いますので、話し合いが円滑に進むよう県の協力をお願いします。

主宰者の意見

- ・当事者は漁業トラブルの事実を認めており、処分することは止むを得ない。
- ・操業の話し合いをしたいと陳述しており、行政庁としても円満操業にむけた取組を支援したい。

### 4 今後のスケジュール

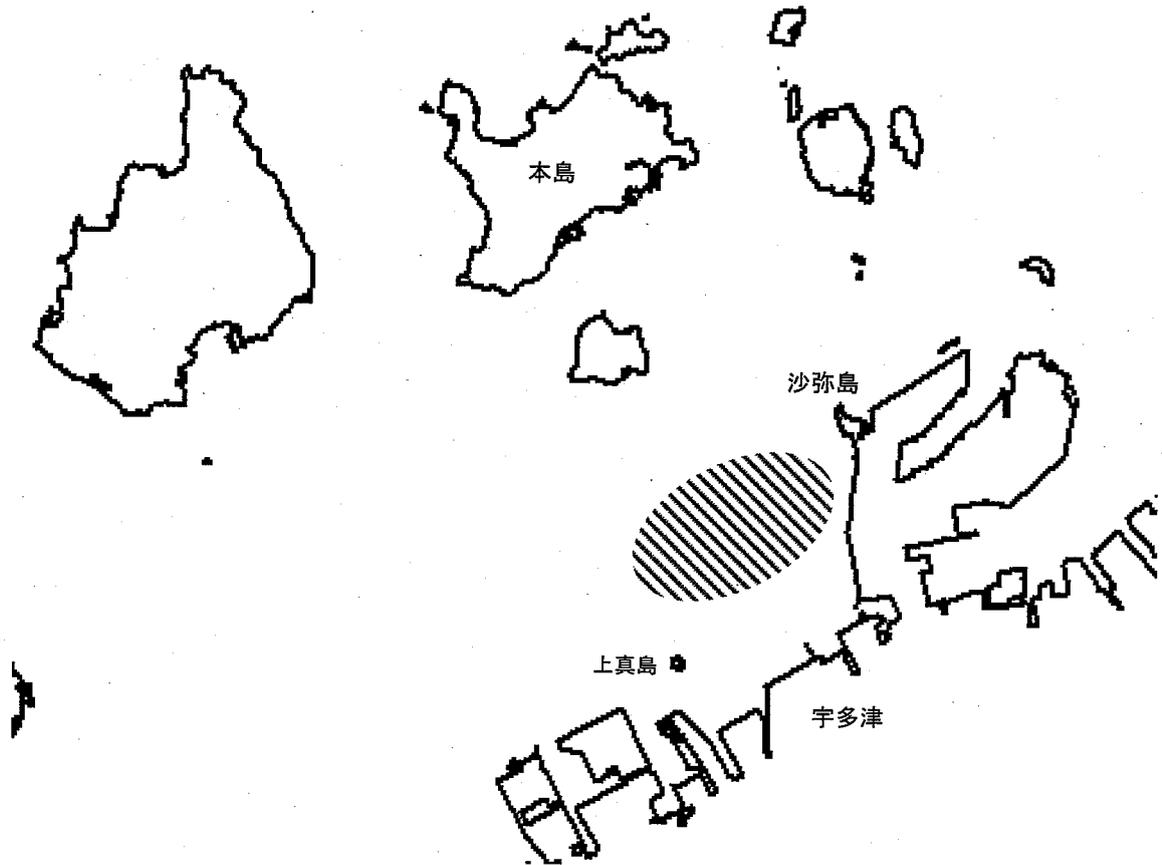
8月27日 海区漁業調整委員会への諮問・答申

9月上旬 命令書の発出

（以後、状況が整い次第、両者の協議の場を設定）

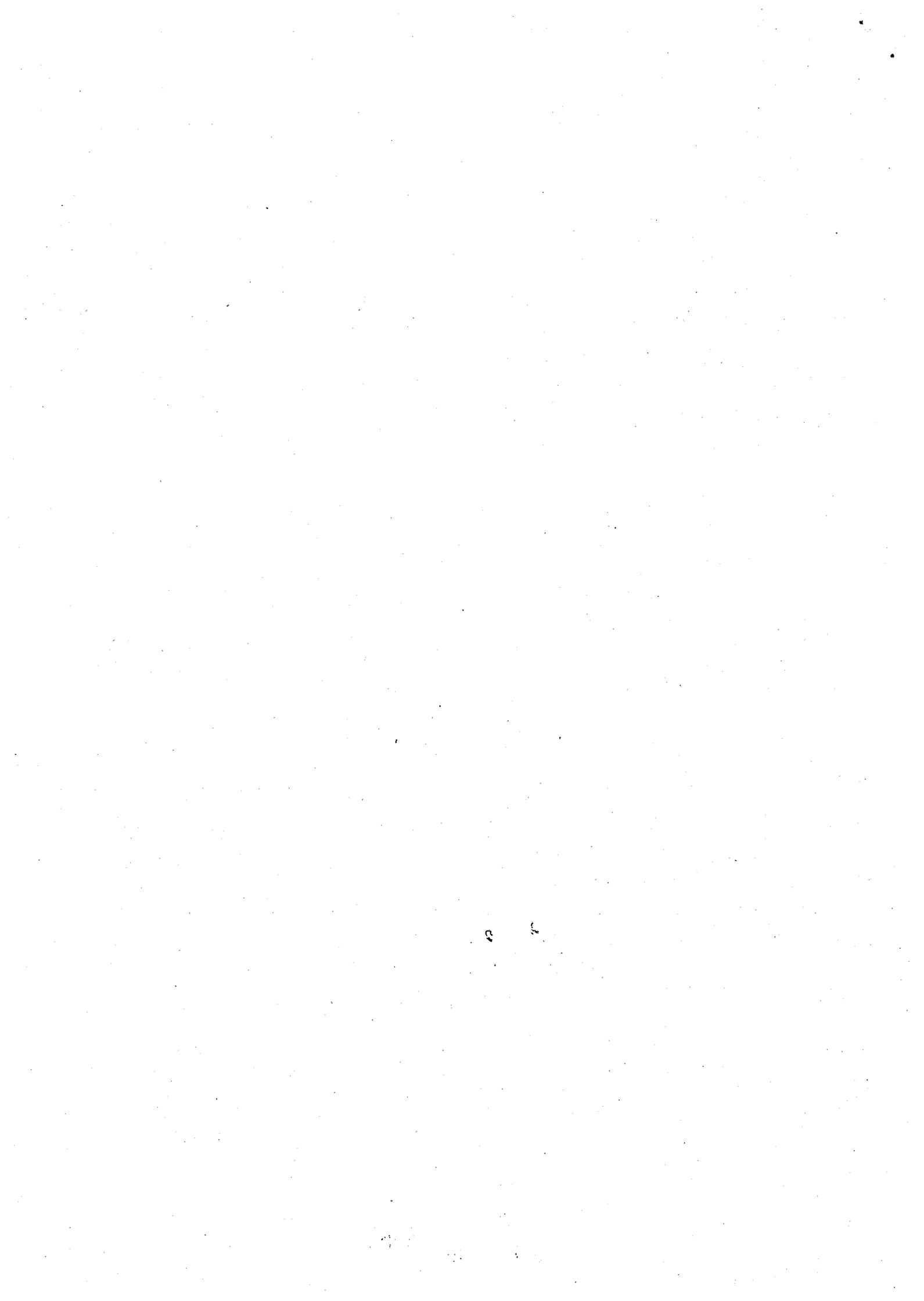
(別紙) 坂出市沙弥島西方におけるたこつぼなわ漁業の状況

【漁場の位置】



【関係する漁業許可の概要】

漁協名	本島漁協	宇多津漁協
操業区域	塩飽海面	旧坂出市から旧白方村に至る地先海面
漁業時期	5月1日から翌年1月25日まで (ただし、9月1日から9月30日まで では休業期間)	5月1日から翌年1月25日まで (ただし、8月5日から9月10日まで では休業期間)
備考	同漁協内に同様の許可あり	周辺漁協(宇多津・丸亀市・多度津町・ 白方)に同様の許可あり



## イイダコ遊漁対策の取組について

### 1 イイダコ対策における課題

- ・ イイダコ資源実態の把握
- ・ 遊漁の実態の把握
- ・ 遊漁者の漁業及び資源保護に対する理解醸成

### 2 実態把握のためのこれまでの取組

#### (1) 漁業者の漁獲量の収集

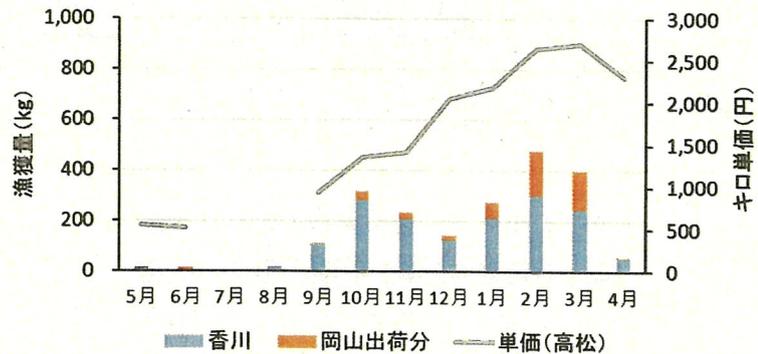
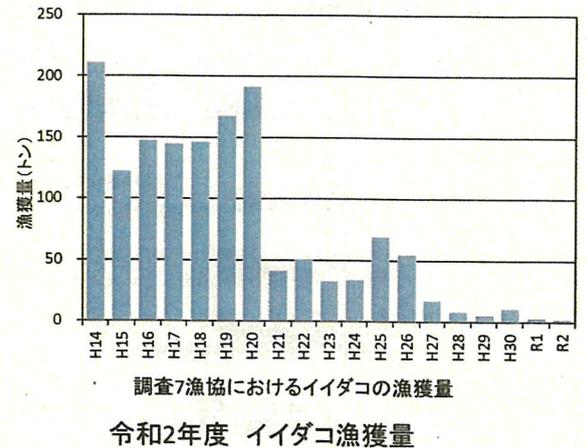
漁業者によるイイダコ漁獲動向の把握のため、香川県及び岡山県の主要な市場の取扱量及び価格の情報を収集したところ、結果等は以下のとおり。

##### 【調査漁協の取扱量（右上図）】

- ・ 調査7漁協の取扱量をみると、令和2年のイイダコの漁獲量は1.6トンであり、昨年（2.9トン）と比べ減少しているとともに、長期的にみても激減傾向にある。

##### 【香川県・岡山県の取扱量（右下図）】

- ・ 香川県（坂出ふれあい市場）及び岡山県の主要な市場の取扱量をみると、冬場（2月から3月）を中心に、9月から3月にかけて漁獲されており、漁期初期の10月にも一定量（年間の約15パーセント）の漁獲があった。
- ・ 単価については、漁期初期から上昇し、10月から翌年4月にかけてキロ単位約1,500円から約2,700円で推移した。
- ・ 漁期初期及び冬場に漁獲量が多くなる傾向にあり、この傾向は数年間同様である。



#### (2) イイダコの生物学的特性の把握

##### ① イイダコの成長等

中讃地区の底びき網漁業者から提供を受けたイイダコのサンプルを測定したところ、結果等は以下のとおり。

- ・ 平成30年度においては、雌の生殖腺が発達する12月から平均重量が増加しており、雌の生殖腺が小さくなる4月ごろから減少していた。
- ・ 令和元年度においては、8月までの平均重量は低い傾向にあり、9月に大きく増加したものの、その後の平均重量については、昨年のように、12月以降に大きく増加することはなかった。
- ・ 令和2年度においても、令和元年の場合と同様に、8月以降、数か月の間に平均重量が大きく増加することが示されている。
- ・ 令和3年度においては、他の年度と同様に、4月以降、平均体重は減少している。

- このことから、イイダコのサイズや成長は、年によって大きく変動するが、少なくとも4月ごろから親イイダコが激減し、8月から9月にかけて小さなイイダコが急激に成長するものと考えられる。

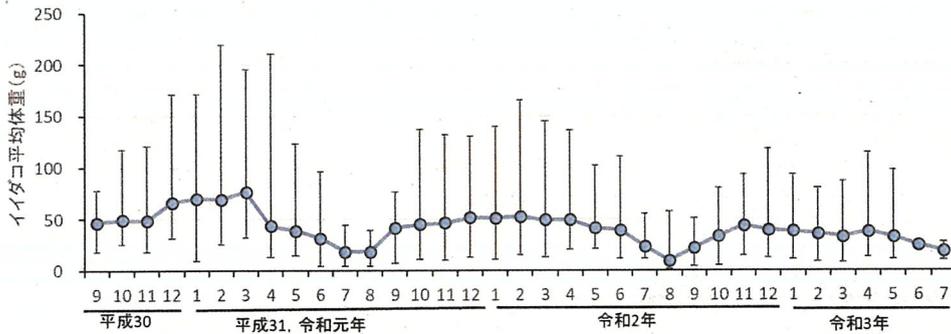


図 サンプル調査により得られたイイダコの平均体重（平均値、最大値及び最小値）

## ② 遊漁で採捕されたイイダコの大きさ

小型底びき網漁業及び遊漁で採捕されたイイダコの体重組成を比較すると、令和元年度及び2年度ともに、一部を除いて遊漁の方が小型のイイダコを採捕していることが推察される。

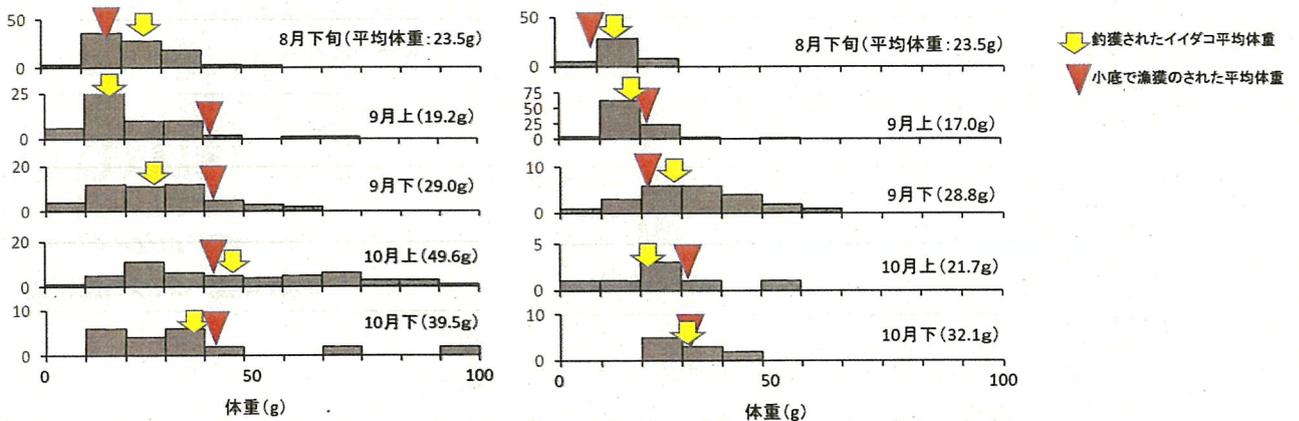


図 中讃の釣りにより得られたイイダコの体重組成（左：令和元年度、右：令和2年度）

## (3) イイダコに係る遊漁の実態の把握

### ① 漁具被害実態の把握（令和2年度事業）

遺失したイイダコ釣具の回収調査（10月ごろから翌年1月まで）を実施した結果は以下のとおり。

- 中讃海域及び高松海域で操業する漁業者から約 800 個（令和元年度（対象期間は8月から翌年1月まで）は約 2,200 個）の釣具を回収した。漁業種類の内訳としては、小型底びき網漁業が全体の約9割を占めていた。
- 現在、過去の調査よりも長い回収期間を設定した上で、今年度分の実態調査を実施しているところである（香川県水産振興協会に業務を委託する。）。

### ② 遊漁実態の把握

遊漁船業者 11 名に8月から10月まで日誌の記帳を依頼したところ、令和元年度の一人当たりの釣果数 72.2 匹/人（58607 匹/812 人）であったが、令和2年度の一人当たりの釣果数は 47.3 匹/人（33238 匹/702 人）となり、一人当たりの釣果数は大きく減少していた。

表 令和元年度及び2年度の遊漁船業者の釣果数等

遊漁船	令和元年度				令和2年度			
	出船日数	出船海域	のべ乗船人数	のべ釣果数	出船日数	出船海域	のべ乗船人数	のべ釣果数
A船	12日	高松11日、中讃1日	54人	1271匹	6日	高松	30人	450匹
B船	9日	中讃	87人	8800匹	10日	中讃	118人	7050匹
C船	19日	中讃	198人	16905匹	14日	中讃	171人	8790匹
D船	12日	高松5日、中讃7日	71人	3510匹	11日	高松8日、中讃3日	57人	2555匹
E船	16日	中讃	151人	8975匹	12日	中讃	70人	2943匹
F船	6日	高松2日、中讃4日	15人	980匹	5日	高松2日、中讃3日	34人	1360匹
G船	5日	中讃	24人	1880匹	2日	中讃	6人	132匹
H船	14日	中讃	117人	8030匹	13日	中讃	102人	4951匹
I船	10日	中讃	31人	2966匹	6日	中讃	13人	607匹
J船	13日	中讃	64人	5290匹	11日	中讃	54人	2820匹
K船		-			10日	中讃	47人	1580匹
合計	116日	-	812人	58607匹	100日	-	702人	33238匹

### ③ 遊漁による採捕量の推定

日誌調査及び指導船による調査の結果を踏まえて8月中旬から10月下旬までの遊漁量を推定すると、採捕数は47万匹（昨年度79.7万匹）であり、採捕量に換算した場合は約10.2トン（昨年度24トン）であった。

## 3 資源保護への取組に対する支援等

### (1) 資源保護への取組

#### ・ 庵治漁協

昨今のイイダコの水揚が減少している現状を踏まえ、令和元年から、イイダコが小さい間（8月中旬から12月中旬）を禁漁としている。

#### ・ 中讃地区底びき網協議会及び水産課（水産試験場）

令和2年度においては、イイダコ縄漁業者が漁獲したイイダコを水産試験場において一定期間飼育し、発生初期における稚イイダコの生態について把握したのち、成育場に稚イイダコを100個体ほど放流した。

令和3年度においては、底びき網漁業者が漁獲したイイダコを水産試験場において一定期間飼育したのち、抱卵イイダコ約400個体が産んだふ化直前の卵（約10万粒）を貝殻ごと中讃海域沖に放流した。



図 イイダコ放流事業（左：飼育風景、中：抱卵イイダコ、右：放流風景）

### (2) 自主的な資源管理の取組等の推進

昨年12月に関係地区の代表者を参集した意見交換会を開催し、一部の地域が実施している自主的取組を発展させるとともに、県内において統一的な取組の推進を目指しているところである。

県内における漁業者の統一的な取組（例えば、8月及び9月のイイダコ採捕の禁止）の推進について、関係漁業者の意見を吸い上げることとしており、関係地区では、下記の対応を実施している。

地区	意見の吸い上げ方法	内容	結果
東讃地区	協議会総会での議決	8月から12月15日までイイダコ禁漁	賛成で承認
高松地区	協議会委員会総会での関係者との協議	8月から11月のイイダコ採捕の禁止	反対意見なし
中讃地区	アンケート調査	8月から9月までのイイダコ採捕の禁止	一部漁業者（全体の3割程度）を除いて、賛成

#### 4 今後の取組予定

##### ・ 適切な資源管理に向けたデータの蓄積

イイダコに関する基礎データが蓄積されつつあるが、年ごとの変動が大きいことから、長期的な観点からイイダコの生態を把握するため、各種調査を継続して実施する。

##### ・ 自主的な資源管理の取組の推進（漁業者側の意見の統一）

昨年12月に関係地区の代表者を参集した意見交換会を開催し、統一的な取組の推進を目指しているところであるが、自主的取組の推進について、漁業者の中で統一的な見解が得られていない場合もあることから、漁業者側の見解の統一化が図られるよう、適切な助言、意見交換の場の提供等に努める。

##### ・ 遊漁のルールの検討

遊漁者及び漁業者代表者で構成する組織等を設置し、公的な規制も含めた遊漁のルールを検討するとともに、遊漁者側のイイダコ資源保護に関する理解醸成を図る。なお、参集する遊漁者については、まずは県内遊漁船業者とする。

##### ・ 遊漁者への周知

- ・ 釣情報誌2誌への掲載依頼（7～8月に掲載予定）
- ・ 関係団体の広報誌への掲載（6月に掲載済み）
- ・ 釣具店やマリーナ等へのチラシの配布（7月下旬に実施予定）
- ・ 県HP及び広報誌「THE かがわ」への掲載（8月に掲載予定）
- ・ 県指導船による洋上での指導（8～10月に実施予定）

以上